

横浜市公園条例の一部改正（大佛次郎記念館）について

1 趣旨

大佛次郎記念館について、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公園条例の一部を改正します。（横浜市公園条例の一部改正に関する議案審議については、温暖化対策・環境創造・資源循環委員会に付託されているため、当局関連部分についてご報告します。）

2 施設の概要

1 所在地	中区山手町 113
2 構造・規模等	鉄筋コンクリート造 地上2階地下2階
3 延床面積	1,166.3 m ²
4 施設内容	展示室、閲覧室、ギャラリー、サロン、会議室、和室 他
5 開館日	昭和 53 年 5 月 1 日

3 条例改正の主な内容

(1) 公の施設への位置づけ

指定管理者制度を導入するため、条例に施設名称を明記し、大佛次郎記念館を公の施設に位置づけます。

(2) 大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会の設置

指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務を行う委員会を設置します。

(3) 利用料金の設定

大佛次郎記念館に設置されている「観覧施設」「会議室」「和室」「茶道具」について利用料金を設定します。

(4) 非公募による指定管理者の選定

【非公募の理由】

ア 著作権承継者である遺族との関係が非常に重要であり、これまでの信頼関係を維持しつつ施設運営を行っていく必要があること

イ 大佛次郎の遺品の大部分は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が寄贈を受け、開館以来36年間に渡り資料の調査・研究等を行っており、極めて高度な専門性を承継していく必要があるため

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

※ただし、指定管理者選定評価委員会に関する部分の改正については、平成 27 年 4 月 1 日を施行日とします。

5 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 4 月

指定管理者選定開始

平成 27 年 第 4 回市会定例会

指定管理者の指定議案の上程

平成 28 年 4 月

指定管理者制度による運営の開始